指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性

で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都